

平成20年9月30日

各国立大学法人

中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長

永山 賀久

国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について

このたび、各国立大学法人における第二期中期目標・中期計画の策定に当たっての参考とされたく、別添資料をとりまとめましたので送付いたします。

第一期からの主な変更点は、中期目標・中期計画の対象となる事項をより明確化したこと、達成度を明確に評価できるよう可能な限り中期計画の記載の具体化を図ったこと、中期計画の「記載事項の例」を示さないなど例示を簡素化したこと、最小単位の項目数の目安を設定したこと、国際化の項目等一部記載事項の追加を行ったこと、等です。

これらにより、第二期中期目標・中期計画は、第一期と比較し、①各大学の目標の明確化・重点化により、各大学の個性化や機能別分化がより促進されること、②国立大学法人評価の精選化・重点化により、質の高い評価を行えること、③目標・計画や評価に関する作業量が大幅に減少すること、等の効果を想定しています。

なお、今後のスケジュールとしては、平成21年6月中を目途に各法人から中期目標・中期計画の素案を文部科学省に提出いただき、国立大学法人評価委員会における審議（必要に応じ各大学からヒアリングを実施）を経て、平成21年度中に中期目標・中期計画の認可等に係る正式な手続きを行うことを見込んでいます。

【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課

03-5253-4111（内3759,3760）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 (注) 大学の基本的な目標や使命を、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)に掲げる大学の機能別分化に関する考え方等も参考にしつつ、自らの特性を踏まえ一層の個性化を図る観点から、明確かつ簡潔に記載してください。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織 1 中期目標の期間 2 教育研究組織 (注) この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く旨を記載してください。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 (注) 1. 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。 2. アドミッション・ポリシーや、教育課程、教育方法及び成績評価等について記載してください。 (2) 教育の実施体制等に関する目標 (注) 教職員の配置、教育環境の整備、教育の質の改善のためのシステム等について記載してください。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 (注) 1. 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。 2. 9月入学(秋季入学)等の具体的な方策を記載してください。 (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (注) 各年度の学生収容定員を別表に記載してください。(様式は別紙参照)</p>

(3) 学生への支援に関する目標

(注) 学生の学習支援や生活支援等について記載してください。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(注) 目指すべき研究の水準や、成果の社会への還元等について記載してください

(2) 研究実施体制等に関する目標

(注) 研究者等の配置、研究環境の整備、研究の質の向上システム等について記載してください。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

(2) 国際化に関する目標

(3) 附属病院に関する目標

(注) 附属病院としての設置目的を踏まえ、医療の質の向上、医療人育成、臨床研究、運営等について記載してください。

(4) 附属学校に関する目標

(注) 附属学校としての設置目的を踏まえ、教育活動や学校運営の改善の方向性等について記載してください。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標 (注) 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しや人事制度の改善、それらの実効性を担保するための戦略的な学内資源配分など組織運営の改善について記載してください。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標 (注) 事務処理の効率化・合理化や、事務組織の機能・編成の見直し等について記載してください。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p>
<p>III 財務内容の改善に関する目標 (注) 附属病院を含め法人全体の財務内容の改善について記載してください。</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減 (注) 総人件費改革に基づき行う人件費削減についても記載してください。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 (注) 資産の有効活用やスリム化等について記載してください。</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p>

<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 (注) 大学の教育研究等の目標や経営戦略を踏まえ、良好なキャンパス環境を形成するための事項を記載してください。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>3 法令遵守に関する目標 (注) 経理の適正化等、法令に基づく適正な法人運営について記載してください。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p>
	<p>(その他の記載事項) (別紙に整理)</p> <p>○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画</p>

(備考)

1. 様式は、A4版横長用紙に横書きとしてください。
2. 中期計画として別紙に記載する各年度の学生収容定員については、平成22年度時点の学部・研究科等の単位で学年進行を加味して各年度の定員を記載してください。その際、①医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る定員及び②研究科における各課程(修士、博士、専門職学位)別の定員については、その内数を記載してください(別紙「学部等の記載例」参照)。
3. 学部の学科、研究科の専攻に関しては、年度計画にその名称、収容定員を記載してください(別紙「学部等の記載例」参照)。

学部等の記載例

中期目標		中期計画		年度計画	
別表1 (学部、研究科等)		別表 (収容定員)		別表 (学部の学科、研究科の専攻等)	
学部	法学部 医学部 工学部	平成22年度	法学部 ○○人 医学部 ○○人 (うち医師養成に係る分野△人) 工学部 ○○人	法学部	法学科 ○○人
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科		法学研究科 ○○人 うち修士課程 △△人 博士課程 △△人 専門職学位課程 △△人 医学研究科 ○○人 (うち…) 工学研究科 ○○人 (うち…)	医学部	医学科 ○○人 (うち医師養成に係る分野△人) 保健学科 ○○人
		平成23年度	法学部 ◇◇人 医学部 ○○人 (うち医師養成に係る分野△人) 工学部 ○○人	工学部	電子工学科 ○○人 機械工学科 ○○人 土木工学科 ○○人
			法学研究科 ○○人 … (以下略)	法学研究科	法学政治学専攻 ○○人 うち修士課程 △△人 うち博士課程 △△人
別表2 (共同利用・共同研究拠点)	○○研究所 ○○研究センター			医学研究科	医学専攻 ○○人 (うち…)
				工学研究科	国際保健学専攻 ○○人 電子工学専攻 ○○人 機械科学専攻 ○○人

留意事項

1. 全般的な留意事項

- ・本資料は、中期目標・中期計画の記載事項と記載にあたって盛り込んでいただく必要のある内容を示したものです。ただし、各記載事項の記載の仕方は、各法人の特性等に応じて様々に工夫してください。また、「大学の基本的な目標」、「中期目標の期間及び教育研究組織」及びローマ数字部分の項目は必須の記載事項ですが、それ以外の項目については、法人の特性等に応じ、適宜項目の省略や項目の追加、又は項目の組合せ等を行っても結構です（項目の内容により、ある事項を二以上の項目に重複して記載することは構いません。）。
- ・記載内容は、原則として全学的な視点からのものに限る（個々の学部・研究科・附置研究所等に係る内容でも全学的視点から特記すべきものは可）ものとし、明確かつ簡潔に記載してください。なお、各法人の一層の個性化を図る事項を中心に記載するものとし、必ずしも全ての活動を記載する必要はないことにご留意ください。
- ・具体的な事項の記載にあたっては、各法人の方針に照らし、「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）等の内容を参考にして作成してください。
- ・中期目標・中期計画は、国立大学法人評価委員会による中期目標期間終了後の評価の基本的な基準や要素としての性格を持つこと、また、国立大学法人運営費交付金の配分にあたり、国立大学法人評価の結果が活用されることにご留意ください。

2. 中期目標に関する留意事項

- ・「大学の基本的な目標」に記載する基本的な目標を踏まえ、6年間の中期目標を設定してください。
- ・原則として、中期目標期間の6年間で計画的に実施し、達成したか否かを評価することが可能な事項を設定するよう努めてください。したがって、中期目標期間と比較して過度に長期的な事項や過度に短期的な事項は含めないようにご留意ください。
- ・各法人の第一期中期目標期間の成果等を踏まえて第二期中期目標を設定するようにしてください。その際、実現可能性に配慮しつつも、中期目標における達成水準は、各法人の可能な限りの努力を促すものとなるようご留意ください。

3. 中期計画に関する留意事項

- ・中期計画は、中期目標に掲げられた目標を達成するための手段や方策を具体的に規定するものであることから、中期目標を達成するための具体的な措置を記載し、中期目標の内容と重複しないようにご留意ください。
- ・中期計画には、事項により適宜数値目標（「△の割合を○%にする」など）や目標時期（「平成□年度までに、・・・を行う」など）等を盛り込むことも検討してください。また、達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」など）は、なるべく控えるようご留意ください。
- ・各法人が中期計画に設定する最小単位の項目の総数は、各法人の規模や特性等を勘案しつつ、原則として100項目を下回るようにしてください。

4. 総人件費改革に関する留意事項

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成23年度までに行う人件費改革の具体的方策を記載してください。

「国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について」 の補足事項

平成20年9月
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

1. 項目数を原則として100項目を下回るとすることについて

- 第一期中期目標・中期計画においては、結果的に各法人が設定する項目数が多すぎ、策定作業や評価作業が膨大である、羅列的・総花的で構造化されていない、等の指摘があったところである。このため、第二期中期目標・中期計画においては、第一期の全法人の平均最小単位項目数（約194項目）の概ね半減を目指し、項目数の上限の目安として100項目としたものである。
- 100項目は上限の目安であり、例えば、規模や部局の数等が小さな法人は項目数を絞って設定するなど、各法人において適宜ご判断願いたい。
- なお、下限の目安は特に設定しない。

2. 中期目標の前文における「機能別分化」に関する記述の追加について

- 今後は、より大学の機能別分化を進めることが重要との観点から、中期目標の前文の（注）において機能別分化に関する記述を追加したものである。
- あくまで、各法人が自主的に自らの基本的な目標や使命を明確に記載する際の参考の一つとするとの意味であり、「我が国の高等教育の将来像」（将来像答申）等も参考にしつつ、必ずしもそれらにとらわれることなく、各法人の判断により適切に記載願いたい。（例えば、「将来像答申」に言う7つの機能のうちいずれかを選択すべきとの趣旨ではない。）

（参考）

「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）

第二章 新時代における高等教育

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

(2) 大学の機能別分化

高等教育機関のうち、大学は、全体として

- ①世界的研究・教育拠点 ②高度専門職業人養成 ③幅広い職業人養成
- ④総合的教養教育 ⑤特定の専門的分野(芸術, 体育等)の教育・研究
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点⑦社会貢献機能(地域貢献, 産学官連携, 国際交流等)

等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い(大学の選択に基づく個性・特色の表れ)に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

3. 「国際化に関する目標」等の新設について

- 今後、国立大学法人として国際化に対する取組みを明確化していくことが重要との観点から、「Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「3 その他の目標」に「国際化に関する目標」を新設するなどしたものである。
- 国際化は、教育、研究、運営等に広くまたがる事項であることから、例えば、以下のいずれのパターンの記載方法でも可能である。

	パターン①	パターン②
「教育に関する目標」	教育に関する国際化を記載 (例: 英語による授業の実施、外国人教員の増加等)	—
「研究に関する目標」	研究に関する国際化を記載 (例: 研究者の交流、国際研究プロジェクトへの参加等)	—
「その他の目標(国際化に関する目標)」	運営等の国際化を記載 (例: 大学間交流協定の締結、国際戦略本部の設置、国際的なネットワークへの参加、学内文書の英語化、職員の英語能力の向上等)	教育、研究、運営等の全ての国際化に関する事項を記載

※なお、社会連携・社会貢献も教育、研究、運営等に広くまたがる事項であることから、国際化と同様、上記のいずれのパターンの記載方法でも可能である。

4. 「法令遵守に関する目標」等の新設について

- ここ数年、不正経理や個人情報漏えい等の法令違反が後を絶たない現状に鑑み、これらの事案の未然防止等を図る観点から、「Ⅴ その他業務運営に関する重要目標」に「法令遵守に関する目標」を新設するなどしたものである。

5. 附置研究所の記載について

- 現在、国立大学法人の附置研究所は中期目標記載事項とされており、設置改廃には文部科学大臣による中期目標の変更が必要となっているが、これを各法人の主体的な判断による弾力的な組織編成を可能にするため中期目標記載事項とせず国の関与を廃する。一方、大学の枠を越えた共同利用・共同研究拠点となる組織は法人の判断のみで設置改廃を行うことは適当でないため中期目標記載事項とし、国が設置改廃に関与することとするものである。

(参考)

学術研究の推進体制に関する審議のまとめ—国公立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進—(報告)(平成20年5月27日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会)

Ⅱ 学術研究組織の整備 2. 学術研究組織の整備に関する大学と国の役割 (国立大学法人に対する国の関与の見直し)

現在、国立大学法人については、附置研究所の設置を文部科学大臣が定める中期目標の別表において位置付けており、その設置改廃を行う場合には、学術分科会研究環境基盤部会において妥当性を審議の上、文部科学大臣による中期目標の変更手続きを行うことが必要となっている。しかしながら、共同利用・共同研究拠点以外の組織については、各大学の自主的・自律的な判断による機動的・弾力的な組織編成を可能にする観点から、組織の設置改廃に係る国の関与を廃止すべきであり、今後文部科学省において次期中期目標・中期計画のあり方を検討する際には、附置研究所の設置を中期目標の記載事項としないことを検討する必要がある。

なお、各大学がそれぞれの学術研究推進戦略に応じて重点的に取り組む研究に係る組織については、それぞれの大学の中でしっかりと位置付けていくべきである。